

論文要旨

論文要旨

ポスト京都議定書に向けた環境経営と環境政策

河田 圭太

はじめに

1. 2010年現在の環境問題の実態
 2. ポスト京都議定書に伴う環境市場の動き
 3. 市場拡充によりポスト京都で生き残る
 4. 中央から地方へ移転する環境事業
- むすびにかえて

はじめに

京都議定書の削減対象期間の終わりが近づき、各国はポスト京都という新たな段階への対応を迫られている。日本も2050年に2005年比で温室効果ガスを60%から80%削減する長期目標を示している。ポスト京都に向けての動きは制約も生み出すが、さまざまな分野で巨大なビジネスチャンスも生み出す。このビジネスの変革はIT革命時を超えるものと言われている。国レベルでも企業レベルでも、いかに早く成長に向けて効果的な動きを作るかが問われている。

本稿では、京都議定書の削減対象期間である2010年の、環境経営の実態について分析する。その上で、ポスト京都議定書以後の市場の変化と、その対策を考察する。そして、市場拡大は中央の政策だけでは達成できない、地方環境政策の重要性を指摘し、中央と地方の在り方を包括した、ポスト京都議定書以後の日本の施策を検討する。

1. 2010年現在の環境問題の実態

本節では、2010年現在の環境問題と、それに伴う環境経営の実態について論じる。まず、京都議定書の内容、洞爺湖サミットの内容を説明し、その実現の難しさと、環境問題が世界規模の課題となっている2010年の現状を示している。それに伴い、環境経営には大きな期待が寄せられている。環境産業は多様な業者の新規参入が進んでおり、21世紀の基盤産業となりつつある。企業はヒト・モノ・カネを総動員し、環境と経営を両立させる企業モデルに挑戦し、ビジネスチャンスを広げている。その具体的な取り組みとして、リコー、キャノンを例に挙げている。

2. ポスト京都議定書に伴う環境市場の動き

2010年現在ですでに基盤産業となりつつある環境産業だが、ポスト京都以後、さらに市場はどのように変化していくのかを考察する。新エネルギー、革新的エネルギー、廃棄物リサイクル産業など国際的に環境関連市場は拡大していく。しかし、日本は高い技術力と、他国とのネットワークを持ちながらも、市場拡大の動きに出遅れている。企業レベルでも、政府レベルでも目先の対症療法ばかりで、今後のビジネスや経済を見通して、次世代のイニシアチブを握ろうという発想が皆無なのである。

3. 市場拡充によりポスト京都で生き残る

本節では、第2節で課題として挙げた、日本の環境市場拡大の遅れに対して、市場拡充の進

め方を検討している。日本は世界屈指の環境技術を持っている。それを武器に市場拡大を進めるべきである。海外市場では、アジアなどの発展途上国が鍵となる。アジアをターゲットとした環境市場を形成するためには、アジア全体の環境、経済、社会を見ていく視点が大切である。国内市場は、他国にまねの出来ない環境配慮型製品・サービスの拡大を行っていくことが不可欠である。そして、そのマーケットを広げていくためには、消費者の環境意識の改善が必要である。それら市場拡大を進めるにあたり、規則整備・支援体制による政府の対策も重要である。

4. 中央から地方へ移転する環境事業

市場拡大などの環境事業は、中央の画一的な政策だけでは不十分である。環境資源は地域分散型の資源であること、それによって投じるべき対策も地域によって異なるためである。ポスト京都以後は、地域で問題解決を図る、ローカリゼーションをより進める必要がある。地元の自治体、NPO、企業などが中心となって地域の資源を利用し、地域の人材を雇用して、地域のエネルギーを作る。そして、それを行うためには政府とが地域の柔軟な関係を築く必要がある。政府が真っ先にすべきことは、地球温暖化ガスの中期削減目標の決定である。そうした上で、地域にイニシアチブを渡し、様々なことにチャレンジさせる必要がある。国に求められているのは、進む方向は地域ごとに考えさせ、余裕を持って各地域のトライ&エラーを受け止める姿勢なのである。

むすびにかえて

環境ビジネスは21世紀における基盤産業の一つとなり得る領域でもある。しかし、日本は、政府、企業、さらには消費者レベルでも、環境問題に対する認識と対応の遅れにより他国に大きく出遅れている。ポスト京都以後さらに拡大するであろう市場に対応するため、世界屈指の環境技術を活用し、市場拡充を図るよう認識の改善が必要である。

しかし、それは中央の画一的な政策だけでは実現不可能である。地方がインセンティブを持って環境事業を行い、国がそれを支援する体制が望ましい。地方自治体、NPO、地方中小企業が主導となり、地域の資源を把握した上で適切な行動をとれば、環境対策と、雇用対策、経済成長を同時に達成することも可能である。国はそのローカリゼーションをサポートし、地方の政策に対し資金面でも支援する体制を整えることが重要である。そしてそれらを具体的に行っていくために、日本は二酸化炭素の中期削減目標を決定することが必要である。

IT革命を超えろといわれるビジネスの変革が起こりつつある。屈指の環境技術と環境資源を持つ日本は、環境経済大国として世界をリードしていく可能性を大いに秘めているのである。

新しい時代の商店街の再生に向けて

黒川 健人

はじめに

1. 商店街衰退の要因
2. 商店街近代化と4つの再生策
3. 商店街再生の事例研究
4. 商店街の未来像

終わりに

はじめに

商店街は、地域社会の中心的存在、「街の顔」として日本全国に点在しており、その歴史・規模・性格も、各地域によって独自に形成されてきた。しかし、その現状は大変厳しいものであり、郊外化問題を始めとする諸問題への対応の遅れから、衰退の一途を辿っている。これからの我が国を思えば、地域の活力源である商店街の再生は非常に意味のあることである。本稿では、街づくりをトータルに考え、過去の商店街の復活ではない、新しい時代の「商店街」の再生について考えたい。

1. 商店街衰退の要因

衰退の主要因として、先にも述べた郊外化問題が挙げられる。郊外大型店は、効率的で大多数の人々に共通するニーズに応えられる経営方針を採ることが可能である。この事は、経済効率性の観点から見れば良いことなのかもしれない。しかしながら、街づくりの本質を考えれば、真に必要であるのは地域に根差す商店街である。

郊外化問題に全責任を転嫁している場合ではない、商店街内部にも課題は山積みである。地方によって抱える課題は様々であるが、特に組織力の弱さ、そしてそれを引っ張るリーダーの不在は致命的であり、全国共通して挙げられる課題である。

2. 商店街近代化と4つの再生策

多種多様に変化する消費者ニーズに、組織として対応する（商店街の近代化）。問題意識の共有化・共同事業体づくりを通じて、組織としての機能を高め、地盤を固める。その後に消費者ニーズに即した環境整備やサービスの充実を図る。そして何より、その地域に根差したコミュニケーションの媒体として地域住民と共に住みよい街の構築を行うということを忘れてはならない。

商店街組織化（近代化）は、もはや必須項目である。そこで次に、現状維持型再生策、コンバージョン型再生策、再開発型再生策、行政主導型再生策といった、各地方がそれぞれ抱える問題に対応することのできる、4つの手法について紹介する。

3. 商店街再生の事例研究

現状維持型再生策では、青森県八戸市、石川県金沢市をサンプルとして挙げて考察する。八戸市は、「海辺の街」という独自の個性的魅力「アイデンティティ」を、「食・味」の角度から

再プロデュースし、その結果としての「ブランド」づくりを行っている点に特徴がある。金沢市は、「景観条例」、「金沢市伝統環境保存条例」などの様々な条例を制定することで、特色ある良好な景観や環境を保全する街づくりを進めており、「一度条例を作ればそれで終わり」の傾向が強い他の地域の景観政策のお手本となり得る。

コンバージョン型再生策では、大分県豊後高田市、滋賀県長浜市をサンプルとして挙げて考察する。豊後高田市は、「昭和レトロ」をキーワードに、街の雰囲気や昭和の街並みに統一することで、個性的な街の価値創出に徹底的にこだわり、主に九州経済の中心である福岡市からの日帰り客の誘致に成功している。長浜市は、民間資金をベースに活動する「株式会社黒壁」を拠点とし、昔ながらの風景を残しながら街づくりを進めている。顧客のターゲットを、市外からの日帰り観光客に絞り込み、売るべき商品戦略の明確化、街並みの統一、景観への配慮などを通じて、効率的な街づくり運営を行っている点に特徴がある。

再開発型再生策では、香川県高松市をサンプルとして挙げて考察する。高松市は、安定した財政基盤を持つ「まちづくり会社」を中心として、定期借地制度を利用した土地再開発事業、いわゆる「土地の所有と利用の区分」に成功し、再開発型再生策に最も必要とされる、地権者の同意とそこに至るまでの合意形成、それを説得する組織の存在、という二つの課題を達成している。

行政主導型再生策では、福島県福島市をサンプルとして挙げて考察する。福島市は大学や住宅を中心市街地に誘導して再生を図るという、街の構造にメスを入れることで再生を図った事例であり、優れた住宅政策や、福島学院大学のキャンパスを利用したイベント開催などの、既存の設備を有効利用した効率的な街づくりを進めている。

4. 商店街の未来像

いくつかの試みを紹介したが、何度も言うように、最終的な判断は現場の判断となる。各手法ごとに適応しやすい自治体と、そうでない自治体とがある。いずれにしても押さえておかなければいけないことは、その地域に合った再生策の選択と、その手法の実施のタイミングを間違えないことである。

商店街とはアナログ型の存在であり、一方それが「らしさ」でもある。しかし情報社会に生きる以上、IT 技術の利用は不可欠である。生きた情報をより多くの人に周知する手段として、デジタル技術を使う、これが新しい商店街の形である。

終わりに

本稿では、新しい商店街の再生を目標に、「商店街近代化」と「4つの手法」をキーワードとして、様々な理論と実例について論じてきた。事例研究において、成功した商店街に共通していた点は、再生策の主体となる組織がはっきりとしていて、その組織が街の個性を最大限に尊重しながら新しい活性化策を実施していたということである。

商店街はコミュニティの基盤となる存在である。近い将来3人に1人が高齢者というような社会において、電話一本で最寄品を届けてくれるといった優しい商店街が近くにあるということはどうしても必要なことである。

日本が抱える雇用問題と諸政策

竹部 伊織

はじめに

第一節 雇用に関する問題

第二節 不十分な雇用保険制度

第三節 最後のセーフティネットである生活保護制度

第四節 雇用問題の解決に向けて

第五節 障害者の雇用促進

おわりに

はじめに

日本の雇用構造は、1990年代中頃から大きく変化してきた。具体的には、それまで正社員が行っていた仕事を、解雇しやすい非正規社員に任せ始めた。このため、非正規労働者が急速に増加し、この増加に伴い、雇用に関するさまざまな問題が顕在化している。

本論文では、どのくらいの人々が貧困に陥っているかを明らかにし、雇用保険制度や生活保護制度などセーフティネットの実態をみていく。

さらに、障害者雇用の実態についても触れていく。障害者の就労意欲は近年急速に高まっているため、障害者雇用対策を進めていかなければならない。

雇用問題の種類を明らかにし、それらに対してどのような政策をとればよいかを検討していく。

第一節 雇用に関する問題

戦後しばらくの間は、1955年を除き、完全失業者数が100万人を超えることはなかった。それが、1975年に100万人を超え、1995年に200万人を超え、1999年には300万人を超えた。加えて、完全失業率が戦後初めて3%を超えたのは1995年、そして98年には4%台、2001年には5%台に到達している。これらのデータをみてもわかるように、1990年代後半以降、急激に失業者が増加している。

この失業者の増加に伴い、フリーター問題、ニート問題、そして格差問題といった問題が顕在化している。

第二節 不十分な雇用保険制度

ここでは、失業給付、雇用保険二事業、及び雇用調整助成金といった雇用保険制度の概要についてみていく。雇用保険制度は、失業者を救済するための一つのセーフティネットであるが、十分に機能していないというのが現状である。失業給付にしても雇用保険二事業の能力開発事業（とりわけ職業訓練）にしても、対象者を増やさなければならないという課題がある。

第三節 最後のセーフティネットである生活保護制度

生活保護制度とは、国民の健康で文化的な最低限度の生活を守る「最後のセーフティネット」であり、国民生活の土台を支える大事な制度である。しかし、本来、生活保護によって救済さ

れるべき人が救済されずに、非常に厳しい生活を強いられているという問題がある。その問題を解決すべく、生活保護制度の改善策を検討する。

第四節 雇用問題の解決に向けて

ここでは、雇用問題を解決するための対策を検討する。賃金格差の解消には、最低賃金制度を改善することが有効であり、正規労働者を増やすための対策としては、企業の教育訓練費を公共部門に負担させたり、ジョブカード制度を活用することが挙げられる。政府は、雇用問題解決のために、積極的に新たな政策を行っていくべきである。

第五節 障害者の雇用促進

2010年現在、民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は34万2974人で、2009年より3.1%（1万162人）増加し、年々障害者の就労意欲は高まっている。障害者の雇用支援のために不可欠な職業リハビリテーション機関を紹介するとともに、障害者の雇用促進のために必要な対策を考える。

おわりに

貧困に陥ってしまった人々を救済する役割を担うのが、雇用保険制度や生活保護制度などのセーフティネットであるが、どちらもまだまだ不十分な面がある。雇用保険制度の失業給付においては、失業者のうちの約8割が受給しておらず、さらに生活保護制度においても、本来なら生活保護を受けることのできる人が受けられず、非常に厳しい生活を強いられている、といった課題がある。これらの制度の拡充を早急に行っていかなければならない。

さらに、障害者の雇用促進も重要な社会的課題である。企業の障害者雇用率が、法定障害者雇用率に達していなくても、国が企業から納付金を徴収するため、「障害者の雇用」に協力している、ということにはなる。しかし、一歩進んで障害者に働く場を提供するということが、企業の大切な役割だと考えられる。

雇用問題はそのまま放置しておけない問題であり、早急に手を打たなければ、苦しい生活を強いられる人が増えるばかりである。より多くの方が安定した職に就けるように、政府と企業が一体となって雇用問題に取り組んでいくべきであろう。

論文要旨

日本における教育格差 ～プルトップ型教育がもたらしたもの～

前川 史彦

はじめに

第一節 教育格差はいかにして作られたか

第二節 4種類の教育格差と階層の固定化

第三節 フィンランドに学ぶ教育

第四節 教育格差是正のために

おわりに

はじめに

グローバル化の進展や少子高齢化が進行し、さらには規制緩和があいまって生じた経済格差がしばしば問題にされている。格差問題には、所得格差や地域格差など様々な問題があるがここでは教育格差に触れていく。

教育格差とは、親の収入などによる格差が子どもの教育環境にも反映される問題であり、生まれ育った環境により、受けることのできる教育に生じてしまう格差のことである。

これらの現状や背景について考えていき、教育の分野で世界的に成功していると思われるフィンランドの教育制度について触れることで、日本の教育についての問題点について考察する。

第一節 教育格差はいかにして作られたか

どのようにして教育格差が生まれてきたのだろうか。それは、日本の教育がボトムアップ型からプルトップ型に切り替わったことにある。つまり、従来の国民を広く底上げしようという考え方から、一部のエリートさえ育てばよいという考えに変わったことである。

高度成長期の日本は、ボトムアップ型教育の成功によって分厚い中流層を作り、世界的な成功例と言われた。しかし、このままの状態では創造的な考え方のできる人材が生み出せなくなってしまったという批判が国内外で高まり、1984年に中曽根康弘政権下で臨時教育審議会が設立され、これによってプルトップ型への路線変更を始めた。

第二節 4種類の教育格差と階層の固定化

教育格差は主に4つの種類に分けられる。

1つは学校間格差である。ゆとり教育に対する不安により中学受験熱が全国的に高まった。公教育には信用せず、中学から私立に行かせたり、そこまでしなくても塾通いをさせる家庭が急増した。

2つ目は地域間格差である。産業のサービス化が進んできたことによって、教育の分野においても、塾や通信教育など選択肢に広がりが出てきたといえる。選択肢が広がれば広がるほど情報をより多く持っている方が有利となる。しかしハイレベルな塾や予備校は都会に集中しているという現状があり、多様な選択をできるのは大都市住民だけになりかねないということである。

3つ目は体力格差である。運動時間と体力は相関関係にあるというのは当然のことである。

しかし体力の基礎を支える生活習慣にまで格差が存在するのなら、それは体力にも格差が生じてしまっているということである。

4つ目に教師格差である。教育の現場で、2007年から全国的に教職員人事考課制度の導入により成果主義に向かっており、教頭・校長らの管理職が教師を評価の目で見たり、評価制度をどうしても気にしてしまい、親と本気で喋ることができないといった点で教師が心を病んでいく事例が増加している。

さらには教育格差には階層の固定化の問題もある。階層の固定化とは上流階級の家庭で育った子どもは上流階級に、下流階級で育った子どもは下流階級になっていき、さらにその子どもや孫の代までもずっと同じ階層になっていく問題である。

第三節 フィンランドに学ぶ教育

日本の教育に対する支出の低さも問題の一つとして考えられる。教育機関への公財政支出の対GDP比は3.3%であり、これはOECD加盟国28カ国中27位という数字であるが、フィンランドの教育公財政教育支出の対GDP比は、2006年度は5.8%である。

フィンランドは世界で教育レベルがトップである。フィンランドは2004年度に行われたOECDのPISA（学習到達度調査）では日本や韓国、香港などの教育熱の高い国や欧米先進国を抑えて学力世界一を誇っている国である。財政支出以外にも、教育制度や教育そのものの特徴、教師制度に関しても日本と大きな違いがあり、学ぶ部分がないか考察する。

第四節 教育格差是正のために

他国で導入されている政策や、改善すべき既存の制度について考察する。他国で導入されている政策としてはオランダの同一労働同一賃金やフィンランドの少人数教育が考えられる。改善すべき既存の制度としては教育支出の増大、ボトムアップ型教育への移行、奨学金制度の充実などが考えられる。

おわりに

ここまで教育格差について述べてきたが、根底にあるのは経済格差である。つまり経済格差をなくすことが、教育格差をなくすことへの一番の近道である。

社会保障に関する論議が多くなされ、セーフティネットがどれくらい厚くなければいけないかなどという事がよく言われる。しかし、それ以上にしっかりと教育を受けていることも重要なセーフティネットの一つである。そのセーフティネットが収入の差によって崩れてきている。それを防ぐためにも公教育を支えるための税基盤の立て直しが急務となってくる。お金がなくても最高レベルの教育を受けられるようにするのが、これからの日本には必要ではないだろうか。

食料自給率の向上と農業の未来

來須 公輔

はじめに

第1節 食料自給率の現状と対策

第2節 日本型食生活の実現に向けた取り組み

第3節 農業労働力不足の解決と、消費者意識の改善の必要性

第4節 地産地消への取り組みと、行政に求められる政策

おわりに

はじめに

我々が生きていくためには欠かすことのできない「食料」。日本は、先進諸国と比べても、食料自給率は極端に低い値である。今後見込まれる社会・環境の変化に、安心して臨んでいけるよう早急に対策を講じる必要がある。本論文では、「食」と「農」の現状をしっかりと把握し、とるべき政策、そして、国民に求められていることに触れていく。

第1節 食料自給率の現状と対策

日本の食料自給率は40%前後と、先進国内でも非常に低い値である。21世紀、食品の輸入が海外からなくなってしまうと、日本人は国内の食品生産力だけでは生きていく事ができない。今後、人口増加や温暖化など多くの社会問題が、食品や人間の生活と大きく関係してくることが見込まれるなか、人口が1億人を超える独立国家として、食料確保に万全を期す必要があることは、議論の余地がないと思われる。

食料自給率の向上のためには、「調理」や「食べる」段階で、国内での生産が可能なものを重点的に使用するよう推進する方法と、畜産物への飼料を、国内のもので賄えるようにするための取り組みや技術開発が必要である。

第2節 日本型食生活の実現に向けた取り組み

食生活の洋風化は、日本の食料自給率低下の主要な原因である。日本型の食生活は薄れているが、健康志向ブームをきっかけに食生活を改善し、「食」への意識を高めたいと考えている国民は多い。このようななかで、「食育」の推進が早急に行われることが望ましい。国民1人1人が自らの「食」について考える習慣を身に付け、健全な食生活が実現できるよう、国民運動として推進することが必要である。

このとき「食事バランスガイド」を効果的に活用し、米を中心として水産物、畜産物、野菜などの多様な副食から構成される「日本型食生活」の実践を推進することが、健全な食生活を実現するうえで重要である。一方、「日本型食生活」の実践の促進は、ひいては脂質の過剰な摂取の抑制や、米の消費の拡大を通して、食料自給率の向上につながることを期待される。

第3節 農業労働力不足の解決と、消費者意識の改善の必要性

農業労働力の主力となる基幹的農業従事者は、65歳以上が6割を占めている。今後、高齢者の多くが引退したとき、農業労働力の脆弱化の進行が懸念される。伝統的な農業をしっかりと

継承していくため、農業へ就職する人への情報提供に力を入れ、農業教育の推進、農業を身近に感じてもらうための研修体験の実施、雇用の受け皿としての農業法人の発展が必要となってくる。日本の農業が多種多様な問題を抱える一方で、元気な生産者も全国各地に存在する。農業の「仕組み」そのものを変えることで、新規就農者獲得を目指している取り組みを、本節では3つ紹介する。

そして最後に、日本の「食」と「農」のつながりにも触れてみる。価格の面では輸入品には到底太刀打ちできないのが現状であるが、国内生産物には「味」「安心」という面で強みがある。農業が、魅力のある産業になるためには、我々消費者側にも、良し悪しを見極める意識や知識を養っていく必要がある。

第4節 地産地消への取り組みと、行政に求められる政策

地産地消は、地域で生産された農産物を地域で消費するだけでなく、生産と消費を結び付け、「顔が見え、話ができる」関係づくりを行う取り組みであり、各地域で大きな広がりを見せてきている。そして、地産地消は、小規模農家や高齢農業者も取り組みが可能であり、「食」や「農」に関する理解の向上、地域の伝統的食文化の継承、地域活性化、食料自給率の向上といった多様な効果が期待できる。

今後、農業の活性化を通じて、地域経済を再生させるためには、「農地法」の突破口となる新しい農地取り引きの仕組みの創出と、戦略的な農業政策を講じていくためにも「道州制」という大きな構造変化が必要である。これら2つの仕組みが実現されたときに、初めて農業経営基盤強化促進法も効果を発揮する。意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開し、農業の持続的な発展がなされることを期待したい。

おわりに

日本の食料自給率上昇のためには、洋風化した食生活を、日本型に戻すことから始めなくてはならない。そして、従来の農業生産者がこれからは農業経営者へと変貌し、点と点ではなく大きな面としてのつながりを持ち、市場原理に振り回されることなく、価格よりも品質で勝負をすることができ、再生産が行えるようにコストを回収できるような仕組みへの行政のサポートが必要である。

国民の「食生活」への意識と、国の「農業」への政策。これら2つは、どちらか一方だけが改善されても効果はなく、同時に改善されなければならない。安心した「食生活」を送るため、そして、日本の農業が培ってきた技術や知識・ノウハウを守っていくために、新たな仕組みが今後一層求められる。